

平成20年3月26日

平成20年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成20年第3回教育委員会定例会会議録

平成20年3月26日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

| | | |
|---------|-----|----------|
| 渡 邊 盛 雄 | 委 員 | 委員長 |
| 高 山 美智子 | 委 員 | 委員長職務代理者 |
| 野 口 和 矩 | 委 員 | |
| 櫻 井 光 政 | 委 員 | |
| 清 水 繁 | 委 員 | 教育長 |

計 5 名

2 出席した職員

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 教育委員会事務局次長 | 佐 藤 喜美男 |
| 庶務課長 | 平 山 政 雄 |
| 教育委員会事務局施設担当課長 | 玉 川 一 二 |
| 学務課長（私学行政担当課長兼務） | 清 水 耕 次 |
| 指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務） | 鈴 村 邦 夫 |
| 社会教育課長 | 柿 本 伸 二 |
| 大田図書館長 | 鈴 木 慶 三 |

計 7 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第3回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 渡邊 盛雄

○委員長

ただいまから、平成20年第1回教育委員会定例会を開催する。
日程に入る前に、本日付で任命された清水 繁委員に挨拶をいただく。

○清水委員

昨日付で経営管理部長として、大田区の職員を退職し、本日付で教育委員の任命を受けた。かつて、学務課長、庶務課長として、4年間程、教育委員会事務局に在籍したことがある。よろしくお願ひしたい。

○委員長

清水委員の議席について諮る。
議席を1番としたいがよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、1番に決定する。
これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。
会議録署名委員に高山委員を指名する。

追加日程 「教育長の選出」

○委員長

教育長の選出を行う。
選出方法は、互選としてよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、各委員の意見を伺う。

○野口委員

教育長は、清水委員にお願いしたいと考える。

○委員長

ただいま、野口委員から、清水委員を教育長にとの発言があった。
これは、清水委員の一身上に関することであるため、地方教育行政組織及び運営に関する法律第17条第3項及び同法第13条第5項の規定により、当事者は議事に参与することができない。しかし、同条同項の但し書きの規定により委員会の同意を得れば会議に出席し、発言することができるが、いかがか。

○高山委員

出席いただいてよい。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

全員の同意が得られたので、会議を続行する。

先程、野口委員から教育長には清水委員をとの提案があった。他に意見等はないか。

○櫻井委員

私も、清水委員に教育長をお願いしたい。

(「賛成」との声あり)

○委員長

皆さん、同意見のようである。

清水委員を教育長に任命する議案を事務局にて作成する。

これより準備のため、5分間の休憩をとる。

(休 憩)

追加日程 「議案審議 教育長の任命」

○委員長

定例会を再開する。

○委員長

「第36号議案 教育長の任命について」、私から説明する。

先程、推薦のあった清水委員を本日、平成20年3月26日付で教育長に任命したいが、よろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

全員の賛成により、清水委員を教育長に任命する。

それでは、教育長就任の挨拶をいただく。

○教育長

教育長に任命いただき、ありがとうございます。

昨日まで、議会对策や様々な事務処理に追われていた状況で、まだ頭が切り替えられていない。これから、教育について、自分なりに考え方をまとめて、メッセージを発信していきたい。ご指導の程、よろしくをお願いしたい。

○委員長

これより、5分間の休憩を取る。

(休 憩)

○委員長

それでは、定例会を再開する。

○委員長

日程第1について、事務局職員の説明を求める。

日程第1 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○施設担当課長

(資料)平成20年2月27日(水)読売新聞掲載記事

校庭の芝生化について報告する。

昨年12月から新宿小学校で整備を進めてきた校庭の芝生化工事が3月14日に完了し、現在、芝の養生をしている。配付した資料は、2月26日に実施した同校6年生による芝張り体験の記事である。これは、芝生の使用開始が現6年生の卒業後となるため、PTAの方々から「何か思い出になることをさせてやりたい」との声が上がり実現した。当日は6年生47名全員で、ロール状に丸められた芝を地面に張っていった。20分程度の短い時間であったが、楽しく芝張りを行っていた。

なお、4月からの芝の維持管理については、学校を中心とした保護者、町会等の地域の方による協働組織「新宿小グリーンサポート」が立ち上がり、協力いただける。

4月9日(水)午前10時30分から、区長も出席して芝生開きのセレモニーを開催する予定である。

○学務課長

(資料)学校給食費の徴収状況

学校給食費の徴収状況について報告する。

19年度学校給食費の20年1月末現在の徴収状況は、給食費未納のある学校84校(95.45%)未納児童生徒数1,765名(4.59%)未納金額は約2,285万円(1.52%)となっている。18年度実績と比較すると未納校・未納児童生徒数・未納金額ともに悪化をしている。

次に18年度学校給食費の20年1月末現在の徴収状況は、給食未納のある学校51校（57.95%）未納児童生徒数176名（0.46%）未納金額約530万円（0.31%）となっている。各学校の努力もあり、19年5月末の決算時より、未納金額が225万円（0.13%）減少している。19年度分についても5月の決算が近づいているので、各学校は引き続き未納対策の徹底を指導していく。

○社会教育課長

（資料）平成20年度区民スポーツ大会（春・夏季）・スポーツ奨励事業日程

平成20年度区民スポーツ大会の春季及び夏季、合わせてスポーツ奨励事業の日程について報告する。別紙資料にあるように、3月8日（土）から9月7日（日）までの期間に41種目の大会が開催される予定である。

○委員長

ただいまの報告に質問、意見はないか。

（「なし」との声あり）

○委員長

それでは承認してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

承認する。

日程第2 「議案審議」

○委員長

本日の議案は21本ある。

第15号議案、第16号議案は組織改正に伴う議案のため、あわせて事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第15号議案「大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」は、教育改革担当課長、教育改革担当係長及び特別支援教育担当係長の設置並びに設置に伴う事務分掌の整理と大田区体育館の閉館に伴い事務分掌を削除するものである。

第16号議案「大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」は、教育改革担当課長等の新たな組織における公印管理者の選定及び小中学校に副校長を設置することに伴い規定を整理するものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第15号議案、第16号議案について原案どおり決定する。

次に、第17号議案について、事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第17号議案「大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」は、新たに学校事務補助員と埋蔵文化財調査員を設置するとともに、学校特別支援員、教育相談室長、幼稚園教員の報酬改定を行うものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第17号議案について、原案どおり決定する。

次に、第18号議案について、事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第18号議案「大田区立図書館館則の一部を改正する規則」は、大田図書館の休館日を現在の第1月曜日、第3月曜日及び第2木曜日から毎月第4木曜日の月1日とし、他の図書館と同様とするほか、予約に関する特例規定を設けるものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第18号議案について、原案どおり決定する。

次に第19号議案、第20号議案は、大森海苔のふるさと館に係る議案のため、合わせて事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第19号議案「大田区立大森海苔のふるさと館条例施行規則」は、先に設置条例を審議いただいたが、今回は施設運営細目について規定をした。

第20号議案「大田区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」は、大森海苔のふるさと館を郷土博物館の事務分掌に加えるための改正である。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第19号議案、第20号議案について、原案どおり決定する。

次に第21号議案から第25号議案は、副校長、主幹教諭の設置に伴う議案のため、合わせて事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第21号議案「大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」は、小中学校に副校長及び主幹教諭を設置するとともに、学校教育法等の改正に伴う運用条項の規定を整理するものである。

第22号議案「大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則」は、教頭を副校長に変更するために改正する。

第23号議案「大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令」は、小中学校に副校長及び主幹教諭を設置する等の規定を整備するためのものである。

第24号議案「大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令」は、教頭を副校長、主幹を主幹教諭に変更するための規定整理である。

第25号議案「学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」では、教頭を副校長に変更する。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。
(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

第21号議案、第25号議案について、原案どおり決定する。
次に、第26号議案について事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第26号議案「大田区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」は、生活保護法等の改正に伴い、中国残留邦人等に対する幼稚園の入園料の減免規定を定めるものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。
(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

第26号議案について、原案どおり決定する。
次に、第27号議案から第33号議案については、「育児短時間勤務制度の導入」に関わる議案ですので一括して事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第27号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、育児短時間勤務職員等の給与月額に係る端数処理の方法について規程を整備する。

第28号議案「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」は、育児短時間勤務等の管理職手当の額の算出方法について規程を整備する。

第29号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び第30号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は、育児短時間勤務職員等に係る給与月額の計算方法を文言の整理を行っている。

第31号議案「義務教育職員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」育児短時間勤務職員等の特別手当の額の算出方法について規程を整備する。

第32号議案「教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」は、育児短時間勤務

制度導入に伴う教職調整額に係る端数処理の方法について規程を整備する。

第33号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、育児短時間勤務制度導入に伴う規則整理を行うものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第27号議案から第33号議案について、原案どおり決定する。

次に、第34号議案について、事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第34号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」は、勤務成績の判定基準日を4月1日に定めるほか、文言の整理を行う。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第34号議案について、原案どおり決定する。

最後に、第35号議案について、事務局から説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第35号議案「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」は、平成14年度から実施している完全週休2日制に伴い、関連規程を整理するものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第35号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、第3回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時55分閉会)